

日常生活の自立をサポートする 生活支援員を募集します



前橋市社協では、認知症や知的障がい、精神障がいなどが理由で、日常的な金銭の管理や福祉サービスの利用などをひとりですることが心配な人や困っている人を対象に、日常生活自立支援事業を行っています。

この事業の対象となる利用者が、安心して暮らせるようサポートしていただく生活支援員を募集し、養成講座を開設します。

生活支援員の活動内容

- ・金融機関で生活費、福祉サービスの利用料などを払い戻し、利用者宅を訪問し届けます。必要に応じて、請求先の支払いをします。また、介護保険や年金などの書類の内容について助言をします。
- ・利用者との会話の中で、日常生活の様子を聞き取り、専門員に報告します。
- ・専門員と相談しながら、安心して暮らせる生活のサポートをします。



募集概要

- 1 募集人員及び条件 ・20名程度 (①～④ともに該当する人)
 - ① 市内在住の人
 - ② 全日程出席できる人
 - ③ 養成講座終了後、生活支援員として、月1回から週1回程度活動できる人
 - ④ 69歳未満の人
- 2 活動費 ・1時間850円を支給します。該当する場合、通勤手当・燃料手当を支給します。
- 3 受講料 ・無料
- 4 養成講座日程 (内容については予定)

	講座日	時間	講座内容
1	令和2年 10月30日(金)	13時～15時30分	開講式 講義：日常生活自立支援事業について 講義：生活支援員の業務について
2	11月6日(金)	13時30分～ 16時50分	講義：福祉サービス諸制度について
3	11月25日(水)	13時30分～17時	講義：対人援助技術について 講義：成年後見制度について
4	令和3年 2月1日(月)～26日(金)	期間内で2時間程度	実習：訪問実習

- 5 会場 ・前橋市総合福祉会館 会議室等

6 申込み

- ・令和2年10月5日(月)～10月9日(金)9時30分から17時
- ・申込書に必要事項を記入の上、必ず本人が期間内に市社協までお持ちください。申込時に簡単な面接を行い、受講者を決定します。

・申込書の配付先は、市社協生活支援係（前橋市総合福祉会館3階）で配布しています。ホームページからもダウンロードができます。

7 その他

- ・全日程を修了された人には、市社協より、修了証を発行します。

8 問合せ

- ・生活支援係 ☎027-237-1261

